

ご存じですか？「高次脳機能障がい」

「高次脳機能障がい」とは

- 外見では障がいがあることがわかりにくく、本人も自覚することが難しいため「見えない障がい」ともいわれます。
- 毎日の生活では、それほど問題がないように見えても、仕事では判断や対人関係でミスやトラブルを生じ、仕事が出来なくなる等、社会生活に支障が出ることもあります。家族も、本人の対応にとまどいや大きな不安を抱えることもあります。
- 原因となる主な疾患は脳外傷、脳血管障害、低酸素脳症、脳炎、脳腫瘍などです。

「高次脳機能障がい」の症状は

交通事故やスポーツで頭をうったり、脳の病気になった方の中には、身体が回復した後も、次のような症状で悩んでいる方がいます。

<認知障がい>

- すぐに忘れる。新しいことを覚えられなくなった。(さっき言ったこと、言われたことを忘れる)
- うっかりミスや不注意が多くなった
- 生活や仕事で段取りを立てたり、効率的に計画を立てて物事をすすめられなくなった(物事の優先順位を決められない、すべての計画の段階付けができない)

<社会的行動障がい>

- 自己主張が強くなった、ささいなことにこだわるようになった
- 多少のことでイライラしたり、怒りっぽくなった
- 欲しいと思うと我慢ができなくなった
- すぐに親や周囲の人に頼るようになった、子どもっぽくなった
- 相手の気持ちになって考えることができなくなった
- 人との約束を守れない
- 課題を最後までやり遂げることができない

「見えない障がい」に気づいたら・・・障がいの自覚と訓練・・・

- 適切な時期に専門的な訓練を受け、高次脳機能障がいへの効果的な対応方法を、ご自身が具体的に知ることが大切です。
- 医学的な訓練だけでなく、社会生活や職業生活などを試せるような訓練を受け、自分の状態を知り、さらに社会で支障なくやっていくための支援を受けることが大切です。

「高次脳機能障がい」かな？と思ったら

- まずは、最寄りの保健所にご相談ください

○オホーツク管内の保健所

網走保健所	網走市北7条西3丁目	0152-41-0697
北見保健所	北見市青葉町6番6号	0157-24-4137
紋別保健所	紋別市南が丘町1丁目6番地	0158-23-3108

様々な制度と窓口

区 分		内容	窓口
障 害 者 手帳	身体障害者手帳	一定の障がいにあることを証明し、 各種福祉サービスを受けることが できることを確認する証票です	市町村担当課窓口
	療育手帳		
	精神障害者保健福祉手帳		
障 害 者 自 立 支 援 法	介護給付	居宅で入浴等の介護を受ける「居 宅介護」や、就労に向けた「就労 移行支援」等は、個別に給付決定 されます「地域生活支援事業」は 市町村により内容が異なります	市町村担当課窓口 相談支援事業者
	訓練等給付		
	地域生活支援事業		
介 護 保 険	65歳以上1号保険者 40歳以上65歳未満2号 保険者	日常生活に介護が必要となった状 態や、支障がある場合	市町村担当課窓口
医 療 費	医療保険	脳損傷の原因が勤務外の病気やけ が、自損事故の場合は公的医療保 険の対象となります	市町村担当課窓口、全国 健康保険協会の都道府県 支部・健康保険組合
	労働者災害補償保険（労 災）	業務中の事故や通勤事故は労災が 適用されます	労働基準監督署・勤務先 担当
	自動車保険	自賠責保険・任意保険	保険会社
	児童生徒の学校管理下 における「災害共済給付制 度」	学校管理下の事故は、独立行政法 人日本スポーツ振興センターの災 害共済給付が受けられます	学校
	障がい者の医療費助成制 度	自立支援医療費 心身障害者医療費助成制度	市町村担当課窓口
休 業 補 償	傷病手当	健康保険組合から支給	勤務先健康保険組合等
	休業給付	業務上の事由または通勤による病 気やけがの療養のため賃金が受け られない場合	労働基準監督署、勤務先 担当
年 金 等	障害年金	障害基礎年金 障害厚生（共済）年金	市町村担当課窓口・各年 金事務所、各共済組合
	障害補償年金（労災）	業務上の事由または通勤による病 気やけがが治ったとき、身体に障 がいが残った場合	労働基準監督署、勤務先 担当
	雇用保険	雇用保険の被保険者が離職した場 合、一定の条件を満たしていれば 支給	ハローワーク
	障がい者（児）を対象と した各種手当	特別障害手当等。いずれも、障害 要件や支給制度等があります	市町村担当課窓口
権 利 擁 護	地域福祉権利擁護事業	日常生活を営む上で必要な福祉サ ービス等を自分で適切に選択、利 用するのが困難な方が安心して自 立した生活を送るために利用	各市町村社会福祉協議会
	成年後見人制度		各市町村社会福祉協議会 市町村担当課窓口
生 活 が 困 窮	生活保護制度	生活の建て直しのための給付	市町村担当課窓口
	生活福祉資金貸付制度	各種資金の貸付制度	各市町村社会福祉協議会